

武蔵野市移動支援事業実施基準

2023年4月1日～2025年3月31日

武蔵野市地域生活支援事業実施規則第34条第3項の規定により、必要な事項について実施基準を定める。

利用対象者

市内に住所を有し学齢に達している方で、次に掲げる障害があり、一人では外出が困難な方。

申請により移動支援の支給決定を受け、地域生活支援事業受給者証(紫色)が交付されている方。

知的障害児・者：愛の手帳所持者

精神障害児・者：精神障害者保健福祉手帳所持者

全身性障害児・者：身体障害者手帳1・2級（肢体）で全身性障害を有する者（重度訪問介護対象者を除く）

身体介護ある・なしの基準

知的障害児・者、精神障害児・者：障害支援区分5または6の認定を受けている方は「身体介護あり」。

その他基準あり

報酬単価

移動支援（身体介護あり）：最初の30分 3,400円

：以降30分あたり 1,000円

移動支援（身体介護なし）：最初の30分 2,000円

：以降30分あたり 1,000円

移動支援（グループ支援）：最初の30分 1,300円

：以降30分あたり 700円

※同日に2回以上に分けて移動支援を行い、その間が2時間以上空いた場合は、
それぞれ最初の30分単価を算定ください。

事務手数料（開始時加算含む）：利用者1人につき1か月あたり 3,000円加算（利用者負担なし）

利用者負担

生活保護世帯：負担なし

市民税非課税世帯：負担なし

市民税課税世帯：費用の10%を負担

※利用者負担を判断する世帯は、障害者は本人と配偶者のみ、障害児は世帯全体の合算

実費負担の基準

○ガイド中の経費（交通費、入場料などの実費）は、ヘルパー1分も利用者の負担とする。

（送りだけでガイドが終了した場合、帰りのヘルパー1分の交通費も含む。）

○ガイド中の食事代（自分で注文した分）は、原則、各自が負担。ただし、行事等でヘルパーの意思によらず金額が定まっている飲食代については、ヘルパーの負担は1,000円を越えない範囲とし、越えた分は利用者の負担とする。

利用形態

○移動支援は1人の利用者に対し1人のヘルパー（対象者の身体的な理由等により、市長が必要と認める場合にあっては2人）の個別支援型を基本とするが、知的障害児・者又は精神障害児・者で、「身体介護なし」の支給をされている者については、グループ支援型の利用も認める。
「グループ支援型」

- ・利用対象者と事業者が合意のうえで利用すること（事業所としてグループ支援型を実施しないことも可）。
- ・個別支援型とグループ支援型は同じ利用者が状況によって使い分けることを可能とする。
- ・支給時間は、個別支援型とグループ支援型の合算が、受給者証に記載された支給時間以内であること。
- ・利用者とヘルパーの割合が2対1以上になること。
- ・請求は、個別支援型と同様に個人単位で請求し、グループ支援の単価を用いる。

利用基準

- 1 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動支援が必要な場合の利用とする。
- 2 原則として1日の範囲で用務を終えることができる利用とする。
- 3 経済的活動に係る外出、通学・通所等の通年かつ長期にわたる外出、宗教活動その他社会通念上適用することが適当でないと認められる外出には利用できない。
 - *なお、通学については、次のいずれかに該当する場合は事前に市に相談し、認定があれば利用できる。
 - ・ひとり親で就労していて通学支援ができない場合
 - ・保護者が疾病で通学支援ができない場合
 - ・保護者が出産や入院などで一時的に通学支援ができない場合

支給量基準

○社会生活上必要不可欠な外出の支援の他、余暇活動等社会参加のための外出支援というサービスの特性に鑑み、年間単位（4月～3月）で支給量上限を設定する。

○支給期間は、1年を超えない範囲とし支給決定日から3月31日までとする。年度途中の決定者の支給量は、年間支給時間を月割り換算で算定する。

○施設入所者については、年間60時間限度とし、帰省時に利用可能。入所施設と自宅の送迎には利用できない。

区分	支給時間上限	備考
知的障害児・者		
小学生	年間240時間の範囲内とする	
中学生・高校生	年間260時間の範囲内とする	
成人(18歳以上)	年間300時間の範囲内とする	
全身性障害児・者	年間240時間の範囲内とする	
精神障害児・者	月20時間の範囲内とする	必要と認められる期間とする

支給量加算基準

区分	加算の上限時間	加算内容
ひとり親加算	月20時間を上限に加算する	ひとり親家庭で、生計維持のため働かなければならない場合
介護者加算	月20時間を上限に加算する	介護者が障害又は高齢により本人の介護ができない場合
要介護者加算	月10時間を上限に加算する	本人以外に介護を必要とする家族がいる場合
病気等一時加算	必要と認められる期間、月20時間を上限に加算する	介護者が病気等により一時的に本人の介護ができない場合（要診断書）
行動障害加算	月15時間を上限に加算する	
その他加算	必要と認められる時間	その他やむを得ない事情があると認められる場合

*上記の加算理由と同じ理由で介護給付等が支給決定されている場合は、加算対象としない

指定事業者及び従事者の要件

指定事業者の要件

原則として、障害者総合支援法に規定する居宅介護、行動援護又は重度訪問介護の指定事業者で、かつ市に登録をした事業者とする。

従事者の要件

移動支援事業者が利用者に派遣する移動支援従事者は、次の要件のいずれかを備えている者とする。

ただし、(6)及び(7)は知的障害者等及び精神障害者等への派遣に限る。

- (1)社会福祉士、保健師又は看護師
- (2)全身性障害者移動支援従業者養成研修、日常生活支援従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修又は知的障害者移動支援従業者養成研修を修了した者
- (3)市長が前号に掲げる研修と同程度の研修であると認める研修を修了した者
- (4)みなしの証明書所持者
- (5)居宅介護従業者養成研修1～3級課程修了者、訪問介護員養成研修1～3級課程修了者、介護職員基礎研修修了者又は介護福祉士
- (6)行動援護従業者養成研修修了者又は重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者
- (7)精神保健福祉士
- (8)居宅介護職員初任者研修課程修了者、障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者又は介護職員初任者研修課程修了者

利用者の登録等

- 事業者は、武藏野市から地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている利用者が、受給者証を提示して利用の登録を申し出た際には、障害の種別、身体介護のあり・なし、支給決定時間及び利用者負担割合を確認のうえ、利用者登録又は利用者との契約を行うものとする。

利用者負担の徴収

- 事業者は、利用者の報酬単価、利用実績時間及び利用者負担割合を確認のうえ、移動支援明細書兼実績記録票により、利用者負担の徴収を行う。

事業費等の算定

- 事業費は、利用者の報酬単価、利用実績時間により各月単位合計額から、上記の利用者負担を差し引いた金額とする。
- 事務手数料は（開始時加算を含む）は、利用者1人につき1か月あたり3,000円（利用者負担なし）を算定できるものとする。

事業費及び事務手数料の支給

- 事業者は、移動支援事業費請求書に移動支援明細書兼実績記録票を添えて、翌月20日までに事業費等を市に請求するものとする。
- 市は、上記の請求により事業費及び事務手数料を支給する。